

大分県報

平成二十一年
号 外（三七）
三月三十一日

（火曜日）

目次

教育委員会規則

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則等の一部を改正する規則の一部改正……………一

○教育委員会規則

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十号

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則等の一部を改正する規則

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則等の一部を改正する規則（平成二十年大分県教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）第十条の改正規定の次に次のように加える。

第十一条の二を次のように改める。

（副校長）

第十一条の二 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第二条のうち、大分県立学校管理規則第十一条の二及び第十一条の三を削る改正規定中

「第十一条の二及び」を削る。

第二条のうち、大分県立学校管理規則第十二条を改める改正規定の次に次のように加える。

（主幹教諭）

第十二条の二 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。

（指導教諭）

第十二条の三 指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

附則

この規則は、公布の日から施行する。